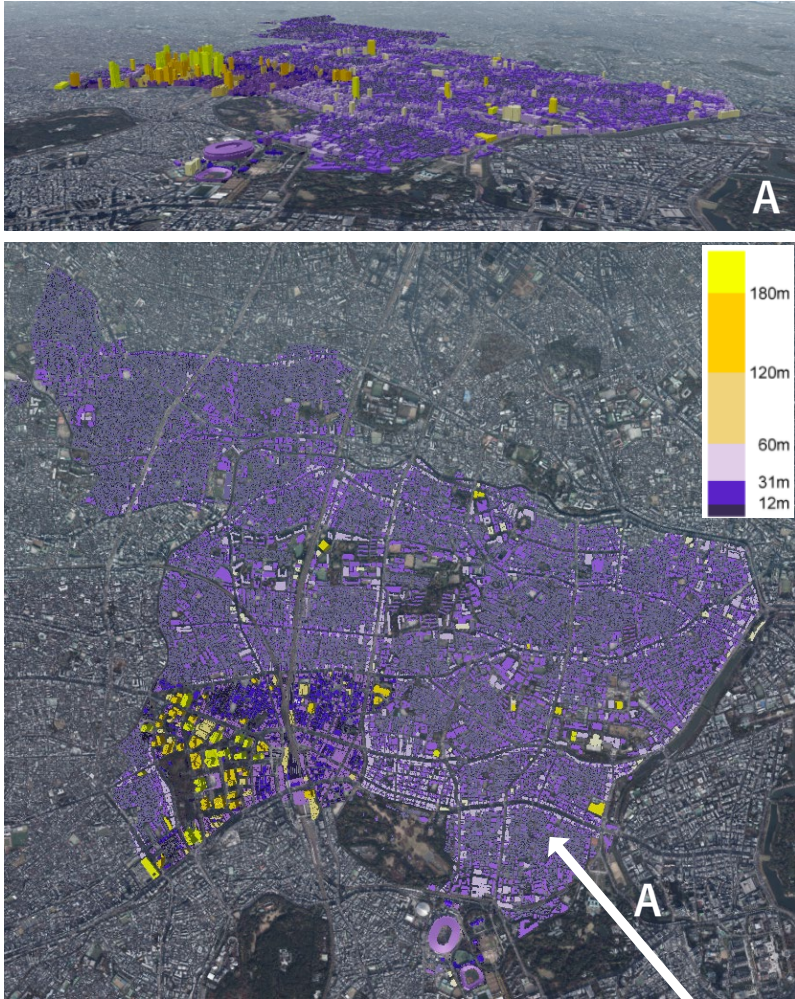
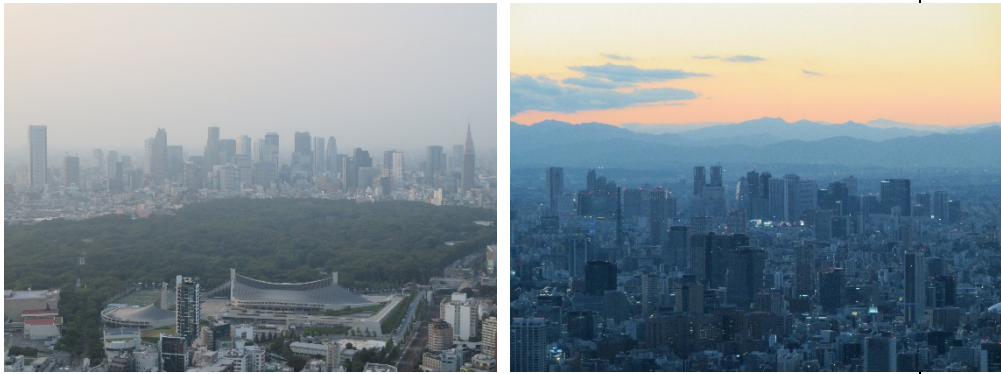
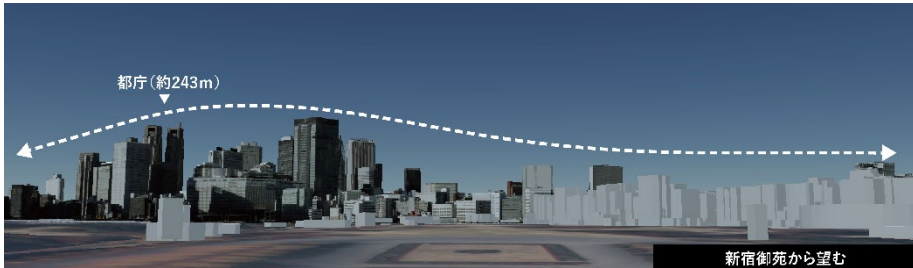
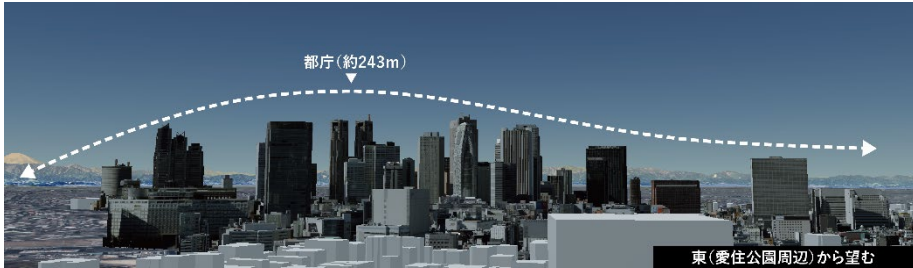
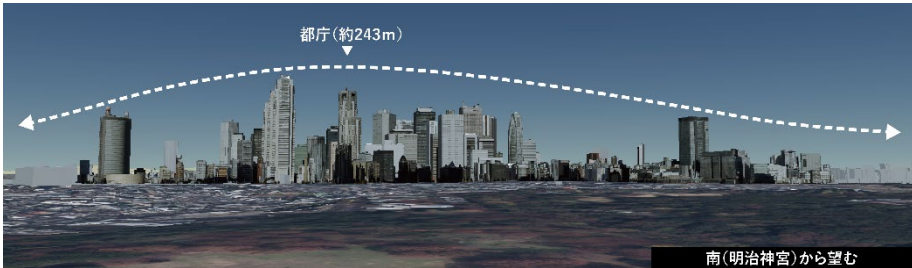
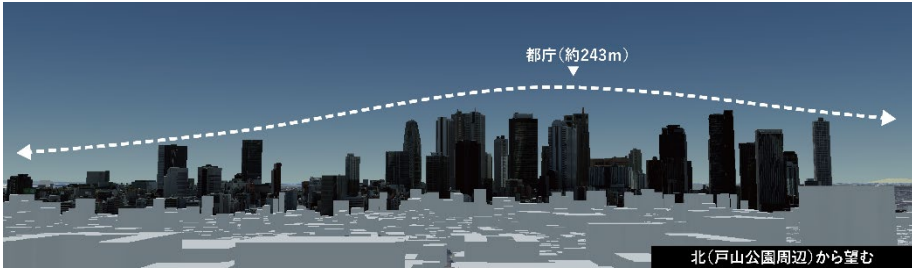


改定項目における検討方針（案）

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等	
① 超高層ビル群のスカイラインに関する景観形成	● 近距離から見上げるスカイラインおよび遠方から眺望する群としてのスカイラインについて、あり方や景観形成の方向性を検討し、必要に応じて、景観計画等の記述を見直す。	● 超高層ビル群周辺のスカイラインの重要性や、計画されている超高層ビルを含む新たなスカイライン形状を示し、配慮を求めていく。 ※前段の文章の流れから、「日本の顔となる眺望景観」の文章は削除しました。 2 良好な景観の形成に関する方針 II 広域的な景観の形成 (1) 超高層ビル群の景観形成 →（見直し）西新宿周辺の超高層ビル群の景観は、新宿区を代表する特徴的な景観です。それぞれの建築物が単体としての個性を持ちながらも、超高層ビル群全体として統一感のある景観がつくられています。今後も超高層ビル群の周辺では、都庁第一本庁舎 新宿駅を中心としたまとまりのあるスカイラインの形成、超高層ビル群全体として見た時の形態意匠の一体感や調和が図られるように誘導していきます。・・・  図：3D 都市モデル PLATEAU（国）	● 計画されている超高層ビルを含む超高層ビル群周辺のスカイライン形状を把握し、理想のスカイライン形状をイメージできる図を提示し、配慮を求めていく。 「エリア別景観形成ガイドライン」 10-4 超高層エリア 1.東京のシンボルとなる風格のある超高層ビル群をつくる 「超高層ビル群の景観形成ガイドライン」 1.西新宿周辺では、超高層ビル群としての統一感を持たせる →（見直し）新宿駅周辺、新宿御苑、渋谷スカイや東京スカイツリーなど区内外の主な視点場（※1）からの見え方をシミュレーションし、都庁第一本庁舎 新宿駅を中心としたスカイラインを保持する →（見直し）頂部や壁面の形態意匠および色彩は、周囲との一体感や調和を図る →（追加）高層部の過度な光を抑制し、光の一体感を演出する。 ※1）区外の主な視点場：六本木ヒルズ、サンシャイン池袋、文教シビックセンター、東京タワー、渋谷スカイ（渋谷スクランブルスクエア）、東京スカイツリー、恵比寿ガーデンプレイスタワー、キャロットタワー（区内の視点場は調査中）※下線は無料施設  出典：新宿の拠点再整備方針（H30.3）※赤字追加  渋谷スカイからの眺望 東京スカイツリーからの眺望	・ 新宿区の3次元データを活用し、四方からスカイライン形状の把握を行う。 ・ 超高層ビル群を望む視点場および見え方については、現地調査・WG フィールドワーク等により把握する。 ※「超高層ビル」は「超高層ビル群」としました。 ※都庁第一庁舎を削除 ※調和のあり方として、形態意匠や光についても追記しました。

		 新宿御苑から望む  東(愛住公園周辺)から望む 超高層ビル群のスカイライン（実際よりも高い位置から望む）	➡（追加）スカイラインの図（※2）  南(明治神宮)から望む  北(戸山公園周辺)から望む 図：3D 都市モデル PLATEAU（国） ※2）スカイラインのあり方や図は、実際の視点場からの見え方に配慮し検討する。 参考：新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン（H28.3） 新宿グランドターミナル・デザインポリシー2019 新宿の拠点再整備方針（H30.3）	
● 超高層ビルが計画される際にはスカイラインの形成に関する資料の提出を義務付けるなど、事前に協議が可能となる仕組みを検討する。	景観事前協議・行為の届出の手引書 ● 事前協議における必要書類に、超高層ビル群周辺のスカイライン形成に関する説明やシミュレーション図を追加し、協議の対象となるような仕組みとする。 「景観事前協議・行為の届出の手引書」 6.必要書類 ➡（追加）景観形成計画書（計画事業による新しいスカイラインのあり方が、景観形成方針や基準の主旨に合うことを説明） ➡（追加）シミュレーション図（超高層ビル群周辺のスカイライン）		※事業者からの説明を求める記載を追加しました。	

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等	
②景観形成に影響を及ぼす建築物等の高さに関する考え方	●象徴的な眺望を保全するための「高さ」に関する考え方について検討し、必要に応じて、景観計画等への具体的な記述を検討する。	●首都東京を象徴する聖徳記念絵画館、迎賓館、新宿御苑の眺望を保全するため、定性的に高さに対する配慮を求めていく。	●新宿区を象徴する聖徳記念絵画館、迎賓館、新宿御苑の眺望を保全するため、定性的に高さに対する配慮を求めていく。	・聖徳記念絵画館、迎賓館（庭や窓）及び周辺（四ツ谷駅等）、新宿御苑の眺望については、現地調査・WGフィールドワークで確認し、課題を抽出する。
		2 良好な景観の形成に関する方針 II 広域的な景観の形成 （2）聖徳記念絵画館や迎賓館および新宿御苑からの眺望の保全 ➡（見直し）首都東京の象徴性を意図して造られた聖徳記念絵画館や迎賓館は、その周辺を含め、今日も風格ある景観を形成しています。この眺望景観を保全するため、周辺で計画されている建築物等の規模や高さ、色彩等を適切に誘導していきます。・・・この新宿御苑内からの眺望を保全するため、周辺で計画されている建築物等の高さ、外壁の色彩や隣棟間隔、屋外広告物の表示などについて、適切に規制・誘導を行います。	「エリア別景観形成ガイドライン」 1-1 四谷外濠エリア 2.迎賓館の眺めを保全する ➡（追加）迎賓館の眺望に配慮した高さとする ➡（追加）方針図に眺望点の追加（迎賓館から四ツ谷駅の眺望） 1-7 神宮外苑・南元町エリア 1.聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する ➡（追加）聖徳記念絵画館の眺望に配慮した高さとする 1-10 新宿御苑・内藤町エリア 1.新宿御苑からの眺めを保全する ➡（追加）新宿御苑からの眺望や超高層ビル群のスカイラインとの調和に配慮した高さとする 「新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン」 （2）新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導 ②眺望地点 ➡眺望地点は、庭園の作庭上、重要な視点場として設計された場所とします。事業者は眺望地点から事業地を眺望したシミュレーション図（新宿御苑の樹木との高さ関係や新宿駅を中心としたスカイラインとの関係が分かるもの）を事前協議の際に作成し、庭園内からの見え方について検討し、提出してください。	

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等	
②景観形成に影響を及ぼす建築物等の高さに関する考え方	●景観計画等への反映とあわせて、都市計画を活用したコントロール手法との連携に関する記述を検討する。	●大規模建築物など新宿区景観まちづくり審議会へ景観事前協議が必要な対象については、景観まちづくり計画に記載する。		・新宿区景観まちづくり審議会への景観事前協議について
		第3章 景観まちづくり推進施策 2 景観まちづくり推進施策 (1) 景観事前協議制度 ➡（追加）景観法に基づく届出のみでは、景観形成基準による「規制」に留まり、良好な景観を誘導していくには限界があります。そこで、届出の前に区と事業者等が事前協議を行う仕組みを構築します（p.●参照）。そして、事前協議制度を有効に運用していくために、「景観まちづくり相談員」や「景観形成ガイドライン」などを活用します。 また、都市計画的手法を活用する事業計画については、建築物の壁面の位置や規模、色彩、屋外広告物等を適切に誘導するため、東京都が、都市計画決定等の前に事前協議を行うこととなっています。この際に、地元区として良好な景観となるよう、必要な要請をしていきます。 なお、以下に該当する建築物については、新宿区景観まちづくり審議会へ景観事前協議を報告することとします。 1. 対象案件 以下に該当する建築物で、景観に影響を与えるおそれのあるもの (1) 大規模建築物 ① 建築物の新築または増築で延べ面積 30,000 m²、高さ 60mまたは敷地面積 5,000 m²を超えるもの ② 次に掲げる制度を活用して新築または増築される建築物 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区 都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業 都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画 建築基準法第59条の2の総合設計 都市計画法第8条第1項第2号の3の特例容積率適用地区 都市計画法第8条第1項第3号の東京都市計画高度地区の認定に関する基準 (2) 地域特性を考慮するもの ① 「新宿御苑みどりと眺望保全地区」、「歴史あるおもむき外濠地区」の区域内に新築または増築される建築物で、延べ面積 3,000 m²かつ高さ 30mを超えるもの ② (1) ②に該当しない建築物のうち、「聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導区域」の区域内に新築または増築されるもので、「聖徳記念絵画館の眺望の保全に係る基準」に適合しないもの (3) その他区長が必要と認めるもの 2. 報告を行う時期 新宿区景観まちづくり条例に基づく景観事前協議書の届出後、審議会へ報告する。 なお、東京都景観条例に基づく大規模事前協議の対象となるものについては、当該協議後とする。 ※対象の区域区分等のページにも、上記内容が掲載されたページを記載し、閲覧を促す。		

※大規模建築物など新宿区景観まちづくり審議会への報告が必要な対象等について、景観計画に記載することを追加しました。

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等	
②景観形成に影響を及ぼす建築物等の高さに関する考え方	●景観計画等への反映とあわせて、都市計画を活用したコントロール手法との連携に関する記述を検討する。		●都市計画手法との連携については、東京都の基準を参考に大規模建築物等の基準を充実させる。	・東京都の大規模建築物等の景観形成基準を確認 ・区内の高さ規制の確認
			「大規模建築物等に係る景観形成ガイドライン」 (追加) 一般基準	
			■建築物等の新築等	
			対象行為 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 対象規模 建築物の新築または増築で延べ面積 30,000 m ² 、高さ 60mまたは敷地面積 5,000 m ² を超えるもの	
		景観形成基準	形態意匠 ○色彩は、別表3（p.47）の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。 ○まちなみの中で、著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色したガラスを使用しない。 ○機械式駐車場やタワーパーキングなどの駐車場の設置にあたっては、建築物内におさめるなど建築物と一体的な計画とする。	
			その他 ○隣地・隣棟間隔を十分に確保する。 ○周辺の建築物群と統一感のあるスカイラインとする。 ○長大な壁面を持つ建築物とならないように計画する。 ○広場などの公開空地や歩行者通路など、パブリックスペースの光を、点から線、線から面につなげ、周辺の道路などの公共施設も含めて連続性や一体感のある光の空間を整備する。 ○照明の目的と周辺環境に応じて、適切な照度（水平面・鉛直面）、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。 ○敷地内に歴史的な遺構やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。また、周辺にライトアップされた景観資源がある場合は相互関係に配慮する。 ○間接照明の使用など光と影を効果的に用い、陰影に富んだ美しい空間を整備する。 ○建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避ける。ただし、地域のガイドライン等で定めがある場合やイベント時は、この限りでない。演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とする。 ○省エネルギーに配慮するため、LED照明又は同等以上の環境性能を持つ器具を使用する。また、オフィス等の窓面の内側からの過度な漏れ光を抑制する。 ○その他、新宿区景観まちづくり計画の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（p.31～47）の各景観形成基準に適合したものとする。	
			屋外広告物 ○建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。 ○不快なまぶしさを生じさせないように、周辺環境に応じて適切な輝度を設定する。 ○建築物等の3階を超える部分または地盤面からの高さが10m以上の部分（人工地盤やデッキなどがある場合は、周囲の状況により個別判断する。）に設置する広告物は、以下に掲げる基準に適合するものとする。 ただし、地区計画やガイドライン等のまちづくり方針において、屋外広告物を活用して賑わい創出を図ることが定められている地域に設置するもので、当該方針の実現に寄与するものはこの限りでない。 ・建築物の窓面の内側から広告物およびこれに類するものを表示しない。 ・建築物の壁面に設置する広告物（以下、「壁面広告物」という。）は、自社名やビル名、店名、商標を表示するものに限る。 ・壁面広告物は、光源を使用する場合は白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る。 ・壁面を使って投射する広告物は使用しない。 ・ビル名の文字などを表示する壁面広告物は、高さを3m以下、長さをおおむね壁面幅の1／3以下とする。	

※東京都の景観形成基準にあわせて、大規模建築物等に係る基準等に「夜間照明」に関する内容を追記しました。

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法																																			
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等																																				
③ 夜の 景観 形成	●東京都の「夜間における景観の形成に関する方針」との連携を図りながら、区としての方向性を検討し、景観まちづくり計画への追加を検討する。 ●必要に応じて、各ガイドラインへの具体的な記述を検討する。	●夜間景観の重要性や目指す夜間景観の方向性、基準についてについて分かりやすく示し、配慮を求めている。	●東京都の「夜間における景観の形成に関する方針」と整合を図りながら、新宿区の夜間景観形成の方針や考え方、具体的な方策について示す。 ●歌舞伎町や神楽坂等特徴的な夜間景観を有するエリアでは、エリア別景観形成ガイドライン内の、エリアレベルの方針・考え方、具体的な方策において、夜間景観への配慮事項を示す。	・夜間景観については、現地調査・WG フィールドワークで現状を把握し、課題を抽出する。 ・「東京都景観計画」や、「良好な夜間景観形成のための建築計画の手引」との整合を図る																																			
		2 良好な景観の形成に関する方針 II 広域的な景観の形成 （新規）夜間景観の形成 →（新規）新宿区では、新宿駅周辺や歌舞伎町など繁華街の賑わい、外濠や神楽坂など風格や歴史を感じる地域、自然や住宅地の落ち着いた環境など、地域によって多様な表情を見せる個性豊かな夜間景観が特徴です。 これらの夜間景観を際立たせ、新宿らしさを創出するために、地域特性に応じた照明計画が図られるよう誘導していきます。 また、街路灯など安全性を確保する照明と賑わいや安心感などを演出する照明について、それぞれの用途にあった活用について適切に誘導していきます。   賑わいを創出する夜間景観（歌舞伎町） 落ち着いた雰囲気夜の景観（神楽坂）	「エリア別景観形成ガイドライン」 ○特徴的なエリア例 <table><tr><th colspan="2">■繁華街</th></tr><tr><td>5-6：大久保通り南エリア</td><td>5-7：歌舞伎町二丁目エリア●</td></tr><tr><td>6-5：高田馬場駅周辺エリア●</td><td>10-1：歌舞伎町一丁目エリア</td></tr><tr><td>10-2：新宿駅東口エリア</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">■ビジネス街</th></tr><tr><td>9-7：柏木南再開発エリア</td><td>10-3：新宿駅西口エリア</td></tr><tr><td>10-4：超高層エリア</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">■住宅街</th></tr><tr><td>3-4：弁天町谷筋エリア●</td><td>4-2：夏目坂エリア●</td></tr><tr><td>4-4：余丁町周辺エリア●</td><td>4-5：曙橋エリア●</td></tr><tr><td>5-1：西向天神社エリア●</td><td>7-2：下落合台地エリア</td></tr><tr><td>7-3：下落合斜面地エリア</td><td>8-1：西落合北エリア</td></tr><tr><th colspan="2">■歴史的街並み</th></tr><tr><td>1-3：荒木町エリア</td><td>1-8：花園神社周辺エリア</td></tr><tr><td>2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア</td><td>2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア●</td></tr><tr><th colspan="2">■水辺・みどり</th></tr><tr><td>1-1：四谷外濠エリア</td><td>1-7：神宮外苑・南元町エリア</td></tr><tr><td>1-10：新宿御苑・内藤町エリア</td><td>6-6：田島橋エリア●</td></tr><tr><td>7-7：神田川・妙法寺川エリア●</td><td></td></tr></table> ●：エリア別景観形成ガイドライン内で夜間景観に関する記述があるもの ※現地調査やWSのフィールドワークを通じて、特徴的なエリアでは、方針や考え方、具体的な方策内で夜間景観に関する記載内容を検討する。上記以外のエリアについても、学生からの要望があれば、夜間調査を行う。   東京を代表する光の拠点（出典：JAXA） 新宿の夜景（弊社撮影）		■繁華街		5-6：大久保通り南エリア	5-7：歌舞伎町二丁目エリア●	6-5：高田馬場駅周辺エリア●	10-1：歌舞伎町一丁目エリア	10-2：新宿駅東口エリア		■ビジネス街		9-7：柏木南再開発エリア	10-3：新宿駅西口エリア	10-4：超高層エリア		■住宅街		3-4：弁天町谷筋エリア●	4-2：夏目坂エリア●	4-4：余丁町周辺エリア●	4-5：曙橋エリア●	5-1：西向天神社エリア●	7-2：下落合台地エリア	7-3：下落合斜面地エリア	8-1：西落合北エリア	■歴史的街並み		1-3：荒木町エリア	1-8：花園神社周辺エリア	2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア	2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア●	■水辺・みどり		1-1：四谷外濠エリア	1-7：神宮外苑・南元町エリア	1-10：新宿御苑・内藤町エリア
■繁華街																																							
5-6：大久保通り南エリア	5-7：歌舞伎町二丁目エリア●																																						
6-5：高田馬場駅周辺エリア●	10-1：歌舞伎町一丁目エリア																																						
10-2：新宿駅東口エリア																																							
■ビジネス街																																							
9-7：柏木南再開発エリア	10-3：新宿駅西口エリア																																						
10-4：超高層エリア																																							
■住宅街																																							
3-4：弁天町谷筋エリア●	4-2：夏目坂エリア●																																						
4-4：余丁町周辺エリア●	4-5：曙橋エリア●																																						
5-1：西向天神社エリア●	7-2：下落合台地エリア																																						
7-3：下落合斜面地エリア	8-1：西落合北エリア																																						
■歴史的街並み																																							
1-3：荒木町エリア	1-8：花園神社周辺エリア																																						
2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア	2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア●																																						
■水辺・みどり																																							
1-1：四谷外濠エリア	1-7：神宮外苑・南元町エリア																																						
1-10：新宿御苑・内藤町エリア	6-6：田島橋エリア●																																						
7-7：神田川・妙法寺川エリア●																																							

※「特徴的なエリア例」から「幹線道路沿道」の分類を削除しました。

※「住宅街」についても丁寧に検討していきます。

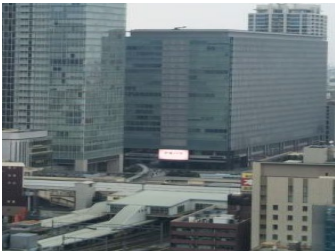
※特徴的なエリア等では、WGの夜間調査を実施

			「広域的な景観形成ガイドライン」 「(新規) 夜間景観形成ガイドライン」 ■景観形成の方針 1.良好な夜間景観を創出する □景観形成の考え方 夜間の景観や安全性に配慮したまちづくりを行う ○具体的な方策 ・まぶしく不快な光（グレア）を抑制する ・<u>ライトアップや建物からの漏れ光等により生じる光害を防止する</u> ・<u>地域の個性に応じた適切な色温度を設定する</u> ・<u>光と影を対比的に生み出し立体感のある印象的な景観を形成する</u> ・光に連続性や一体感を生み出す ・低層部の窓面からの漏れ光を活用し賑わいを生む演出を行う ■景観形成の方針 2.地域の個性を生かした夜間景観をつくる □景観形成の考え方 (1) 賑わいを感じる繁華街の夜間景観を形成する ○具体的な方策 ・<u>民間施設の照明や屋外広告物などを活用し、光溢れる賑わい空間をつくる</u> ・<u>通りを意識し、屋外広告物を含めた建築物全体で光を演出する</u> □景観形成の考え方 (2) ビジネス街の夜間景観に風格を生み出す ○具体的な方策 ・オフィスビル高層部の窓面からの過度な漏れ光を抑制する ・過剰な点滅・動きのある照明は使用しない □景観形成の考え方 (3) 歴史的・文化的街並みの保全・活用を図る ○具体的な方策 ・周辺建築物の窓面からの過度な漏れ光を抑制する ・四季や時間、祭事にあわせて光のオペレーションを行う ・ライトアップなど光による効果的な演出を行う □景観形成の考え方 (4) 幹線道路沿線の夜間景観に統一感を生み出す ○具体的な方策 ・沿線の照明に統一感を持たせる ・沿線の建築物等との連続性に配慮した照明を設置する □景観形成の考え方 (5) 水辺やみどりを生かした魅力的な空間をつくる ○具体的な方策 ・水辺空間と一体となった光の演出を行う ・橋梁のライトアップなど景観資源を光で演出する □景観形成の考え方 (6) 住宅街の安全・安心な歩行空間を形成する ○具体的な方策 ・<u>歩行空間の連続した照明により安全性を確保する</u> ・<u>エントランスや植栽等に落ち着いた光の演出を行い、歩行者の安心感につなげる</u>	※具体的な方策を具体的な表現に修正しました。
--	--	--	---	-------------------------------

			■景観形成の方針 3.自然環境へ配慮する □景観形成の考え方 自然環境に配慮した照明を使用する ○具体的な方策 ・省エネルギー型の照明を使用する ・朝夕の光の変化にあわせて調光を行う 参考（ガイドライン）：東京都景観計画（H30.8 改定） 良好な夜間景観形成のための建築計画の手引き（R1.8） 大阪市景観読本(R3.4) 下関市夜間景観ガイドライン（H28 .3）	
--	--	--	---	--

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法																													
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等																														
④新たな屋外広告物に関する景観形成	●デジタルサイネージ等の新たな技術を用いた屋外広告物に関する現状と課題を整理した上で、景観形成の方向性や基準を検討し、景観計画等への追加を検討する。	●景観形成方針の「新たな（広告）媒体への対応」として、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」第3章地域別ガイドラインと整合を図りながら、デジタルサイネージ等の方針や基準を示し、配慮を求めている。	●景観形成方針の「新たな広告媒体への対応」として、デジタルサイネージ等の配慮事項を示す。また、「東京都屋外広告物条例の適用除外等の広告物に対する誘導」として、特定屋外広告物（窓面広告）についても、現状の問題点から配慮を求めている。	・デジタルサイネージ、プロジェクションマッピング、特定屋内広告物（窓面広告）等については、現地調査・WG フィールドワークにより現状を把握し、課題を抽出する。																													
		2 良好な景観の形成に関する方針 Ⅲ屋外広告物の景観の形成 （1）屋外広告物に関する景観形成方針 ②『多様な広告の景観誘導推進』 ・新たな 広告 媒体への対応（※ガイドラインとの整合） →（見直し） デジタルサイネージ等の新たな広告媒体については、光・動き・音が相互に影響するため、景観や住環境だけでなく、安全や健康面に配慮した景観の誘導を進めます。また、今後も技術の進化や社会情勢の変化により、広告手法が変化していくことが想定されることから、新たな広告媒体については、実情を踏まえながら適切な方法により取組を進めます。 参考：さいたま市デジタルサイネージガイドライン（R2.2）	「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」 第2章 区域全体ガイドライン 景観誘導の視点 （1）周辺環境や景観への配慮 →（見直し） 掲出する場所が、住宅地に隣接する地域なのか、賑わいの魅力を高める商業地や繁華街等なのかによって、屋外広告物の出し方やデザインも異なります。同じ商業地でも、古くからある商店街と繁華街では、広告物のあり方に違いがあります。 また、屋外広告物に関する景観では、昼間と夜間の両方の考え方が必要となり、特に夜間における屋外広告物のあり方は景観要素の中でも重要なものとなります。 近年の技術の進化や社会情勢の変化により、デジタルサイネージ等の新たな技術を用いた屋外広告物が見られるようになりました。新たな広告手法は光・動き・音が相互に影響するため、景観や住環境だけでなく、安全や健康面に対して配慮が求められています。 2-1 景観誘導の視点 （1）周辺環境や景観への配慮 1）要素別の景観配慮事項 ⑤ 照明・光【新規】 方策イメージ →（新規） 高輝度（眩しさ）の抑制 光源を使用する場合は、過度に点滅するものや必要以上に明るいものを避けることで、周辺景観に配慮することができます。 →（新規） 点滅、高速モーションの抑制 デジタルサイネージ等は、派手な色彩、点滅や動きの速い動画は避け、周囲の明るさに応じて輝度を調整することで、周辺景観と調和することができます。 →（新規） 地域特性に応じた色温度の演出 屋外広告物は落ち着きや安らぎなどを色温度で演出することで、夜間における地域の雰囲気づくりに貢献することができます。また、中高層部の屋外広告物の照明を白色系とすることで、周辺景観に配慮することができます。 <table><tr><th>色温度</th><th>光の色</th><th>人工光源</th><th>自然光</th><th colspan="2">雰囲気の演出</th></tr><tr><td>12000K 10000K 8000K 6500K</td><td>青みがかった光色</td><td></td><td>快晴の北空</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">高い色温度を基調とした景色</td></tr><tr><td>5000K</td><td>白っぽい光色</td><td>昼光色</td><td>曇天 平均正午の太陽光</td></tr><tr><td>4200K 4000K</td><td></td><td>昼白色</td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">低い色温度を基調とした景色</td></tr><tr><td>3500K 3000K ～2800K</td><td></td><td>白色</td><td></td></tr><tr><td>2000K ～1800K</td><td>赤みがかった光色</td><td>温白色 電球色 ろうそくの炎</td><td>日の出・日没</td><td></td><td></td></tr></table> 出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン（R3.3）		色温度	光の色	人工光源	自然光	雰囲気の演出		12000K 10000K 8000K 6500K	青みがかった光色		快晴の北空		高い色温度を基調とした景色	5000K	白っぽい光色	昼光色	曇天 平均正午の太陽光	4200K 4000K		昼白色			低い色温度を基調とした景色	3500K 3000K ～2800K		白色		2000K ～1800K	赤みがかった光色	温白色 電球色 ろうそくの炎
色温度	光の色	人工光源	自然光	雰囲気の演出																													
12000K 10000K 8000K 6500K	青みがかった光色		快晴の北空		高い色温度を基調とした景色																												
5000K	白っぽい光色	昼光色	曇天 平均正午の太陽光																														
4200K 4000K		昼白色			低い色温度を基調とした景色																												
3500K 3000K ～2800K		白色																															
2000K ～1800K	赤みがかった光色	温白色 電球色 ろうそくの炎	日の出・日没																														

			3) 時間別の景観配慮事項 ① 昼間と夜間 方策イメージ → (新規) 新宿駅周辺や繁華街の賑わいの創出 デジタルサイネージ等は、駅周辺の商業地や繁華街等の賑わいを創出するとともに、見通しの良い場所や高い場所を避けることで、周辺地域の環境に配慮することができます。 出典：さいたま市デジタルサイネージガイドライン (R2.2) → (新規) 地域特性にあった夜間景観 歴史、自然などの景観資源の周辺や住宅地では、デジタルサイネージ等の設置を控えることで、落ち着いた夜間景観を創出することができます。 → (新規) 時間や明るさの調整 周辺の環境や季節に応じて適切な消灯時間を設定し、昼間と夜間の明るさを調整することにより、周辺環境の保全につながります。 ※ガラス面などの内側からデジタルサイネージ等を屋外に表示する場合も、屋外に設置しているものと同様に景観への影響が懸念されるため、上記の内容について配慮してください。 ※プロジェクションマッピングなど壁面を活用した大規模な演出の場合、仮設でも景観への影響が懸念されるため、周辺環境への配慮が必要です。 出典：さいたま市デジタルサイネージガイドライン (R2.2) 2-2 啓発の視点 (2) 信頼性と安全性のある広告づくり 方策イメージ → (新規) 歩行者等の安全や健康を守る 音を出さないこと、展開の速い動画を控えて静止画を織り交ぜること、設置間隔を確保することなどにより、歩行者等の安全や健康を守ることができます。 出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン (R3.3)	※デジタルサイネージ等の安全性に関する内容は、2-2 啓発の視点 (2) 信頼性と安全性のある広告づくりに移動しました。
--	--	--	--	---



※2-2 啓発の視点に、エリアマネジメントなど地域貢献等の視点を追加しました。

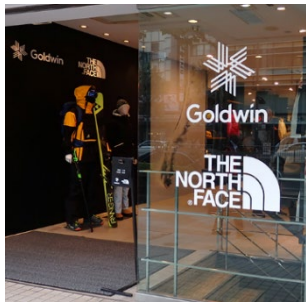
→（新規）交通安全性の確保
幹線道路など信号交差点付近ではデジタルサイネージ等の設置を控え、信号と誤認しない色彩や明るさとする事で、歩行者や自動車の視認性を確保することができます。



出典：さいたま市デジタルサイネージガイドライン（R2.2）

(3) 窓面広告、敷地内置き看板等の景観づくり
方策イメージ

→（追加）開口部としての機能を妨げない
箱文字や切り文字の活用、色彩や情報量を抑えるなど、開口部としての機能を妨げないようにすることで、快適な歩行者空間を創出するとともに、周辺景観との調和を図ることができます。



出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン（R3.3）

・掲載写真については、現地調査や WG フィールドワークで撮影した写真を使用するなど、新宿区の実態にあわせる。

【新規】(5) 地域貢献やまちづくりにつながる広告
啓発事項

地域特性を踏まえた、地域貢献につながる取組を行う

道路、公園などの公共施設やオープンスペースなどの公共的な空間を、地域主体の活動組織がきめ細かい管理を行い、地域の資源として活用することで、地域全体の価値向上を目指す、エリアマネジメントの取組みが広がりを見せています。区内でも複数の地域で展開され、積極的に取り組まれています。

エリアマネジメント広告物など屋外広告物については、地域特性を踏まえ、地域活性化や地域貢献につながる表示内容やデザイン、活用を検討することが重要です。

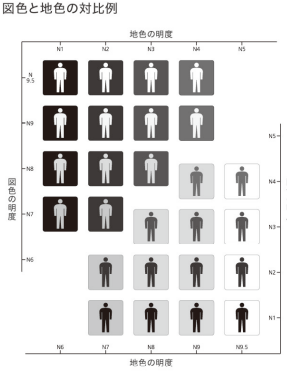


出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン（R3.3）

		※デジタルサイネージ等のコンテンツに関する内容は、2-2 啓発の視点（5）地域貢献やまちづくりにつながる広告に移動しました。	方策イメージ 1）屋外広告物を活用したエリアマネジメント エリアマネジメントの取組みの一つとして、地域で審査・運用できる自主審査体制の構築、地域イベント等の広告料をまちづくりに還元すること等を条件に、東京都屋外広告物条例や道路占用の特例許可が認められる場合があります。 （P.64 東京都屋外広告物条例に基づく制度参照）  図：歌舞伎町タウン・マネージメントの仮囲い広告物（P.64） 地域特性を踏まえた計画や、広告料の一部をまちづくりに還元するなど、まちづくりと一体となった運用により、地域の活性化につなげることができます。 2）地域や場所を豊かにする仮囲い広告物 地域特性にあった賑わいの演出やデザイン性の高い空間となるように計画された仮囲い広告物は、地域や場所をより豊かにすることができます。  図：九段会館 出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン（R3.3） 3）地域に貢献するデジタルサイネージ等 デジタルサイネージ等はコンテンツが容易に変更可能で、大きな面で表示されることも多い上に強い公共性があるため、発信するコンテンツの内容についても配慮が必要です。地域特性を踏まえたコンテンツや災害時に防災情報を提供することにより、地域貢献につながります。 参考：さいたま市デジタルサイネージガイドライン（R2.2） 千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン（R3.3） 港区屋外広告物景観形成ガイドライン（H29.12） 第3章 区域全体ガイドライン ※「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」第3章地域別ガイドラインへの反映は今後検討する。	
--	--	---	---	--

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法																
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等																	
⑤日本らしい景観と国際色豊かな景観に関する視点	●新宿の文化に根差した「日本らしい景観」や「国際色豊かな景観」を尊重し、社会情勢の変化に柔軟に対応する新たな視点を景観計画等に反映していくことを検討する。 ●「新宿らしい景観」をともにつくる、という考え方を示し、多様な文化に基づく景観を形成していく仕組みについて検討する。	●「日本らしい景観」や「国際色豊かな景観」など新宿区特有の景観の保全や活用に際し、重要性を示し、配慮を求めている。 2 良好な景観の形成に関する方針 1 基本方針 視点4）多様な文化や地域の個性をいかす ➡（新規）区には、寺社や遺跡、花街、文化人の足跡など歴史や文化を感じる場所が多く存在しています。一方で、国際色豊かな地域も存在し、新宿らしさの一つとなっています。地域の人々に愛されるまち、世界の人々を惹きつけるまちとして、多様な文化や地域の個性を最大限に活かし、「新宿らしい景観」を発信していきます。 参考：新宿区基本構想・基本計画（H19.12） 新宿区景観形成ガイドライン（みどりの手引き） ※基本方針の視点 4 として新たに追加しましたが、内容および掲載場所について協議させて下さい。	●「日本らしい景観」や「国際色豊かな景観」の形成実現に向けて、エリアレベルで新宿区特有の景観に関する内容を示し、配慮を求めている。 「エリア別景観形成ガイドライン」 ○特徴的なエリア例 <table><tr><th colspan="2">■文化の薫る景観</th></tr><tr><td>3-3：牛込西斜面地エリア （夏目漱石等）</td><td>7-2：下落合台地エリア （佐伯祐三）</td></tr><tr><td>8-5：中井斜面地エリア （林芙美子）</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">■歴史を感じる景観</th></tr><tr><td>1-3：荒木町エリア</td><td>1-8：花園神社周辺エリア</td></tr><tr><td>2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア</td><td>2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア</td></tr><tr><th colspan="2">■国際色豊かな景観</th></tr><tr><td>5-5：大久保通り北エリア</td><td>5-6：大久保通り南エリア</td></tr></table> ※特徴的なエリア等では、方針や考え方、具体的な方策内で新宿区特有の景観（まちの魅力）に関する記載内容を検討する（社会情勢の変化に柔軟に対応する新たな視点等）	■文化の薫る景観		3-3：牛込西斜面地エリア （夏目漱石等）	7-2：下落合台地エリア （佐伯祐三）	8-5：中井斜面地エリア （林芙美子）		■歴史を感じる景観		1-3：荒木町エリア	1-8：花園神社周辺エリア	2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア	2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア	■国際色豊かな景観		5-5：大久保通り北エリア	5-6：大久保通り南エリア	・伝統や歴史が感じられる「日本らしい景観」や、大久保駅周辺など「国際色豊かな景観」については、現地調査・WG フィールドワークにより現状を把握し、課題を抽出する。
		■文化の薫る景観																		
3-3：牛込西斜面地エリア （夏目漱石等）	7-2：下落合台地エリア （佐伯祐三）																			
8-5：中井斜面地エリア （林芙美子）																				
■歴史を感じる景観																				
1-3：荒木町エリア	1-8：花園神社周辺エリア																			
2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア	2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア																			
■国際色豊かな景観																				
5-5：大久保通り北エリア	5-6：大久保通り南エリア																			

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等	
⑥ 公共空間における環境や人の活動を重視した景観の視点	●環境に配慮した公共空間づくりの考え方に重点をおき、人の活動に寄与する公共空間（民有地における公開空地等を含む）のあり方について検討し、公共空間の整備に関する景観形成の基本的な考え方や基準を景観計画等に反映することを検討する。 ●民有地における公開空地等については、維持管理や改修の段階においても景観形成の方針等が担保される仕組みを検討する。	●公共空間（民有地における公開空地等を含む）の考え方やあり方について示し、配慮を求めている。 2 良好な景観の形成に関する方針 II 広域的な景観の形成 （新規）公共空間の景観形成 →（新規）新宿区には、道路や公園、広場などの公共空間が多く存在し、区民の生活を支えています。また、コロナ禍の影響を受けた新たな生活様式への対応やデジタル化社会の到来によって、人々の働き方・暮らし方が大きく変化しています。そういった中で、<u>公共空間には、「誰もが利用しやすい居心地の良い空間」が求められています。</u>地域コミュニティの場として新たな賑わい空間の創出を図るとともに、周辺環境との調和や一体感のある公共空間を目指し、みどりの創出や質の高いデザイン等により地域のシンボルとなるよう誘導していきます。  賑わいを創出する公共空間・オープンスペース （新宿モア4番街） 出典：新宿区 3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準） ・建築物の新築等 ●その他 ・道路や広場などの公共空間と一体的かつ連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮する。 7 景観重要公共施設の整備に関する事項 ※景観重要公共施設の整備に関する事項では、整備に関する事項の見直しについて検討する。 参考：豊島区景観形成ガイドライン：公共空間編（R1.9 改定） 荒川区景観形成ガイドライン：公共空間編（H24.3） 川崎市公共空間景観形成ガイドライン（H26.4）	●現在計画中の公開空地や整備済みの公開空地を把握し、理想とする公開空間をイメージできる図を提示し、配慮を求めている。 ●公開空地の維持管理や改修の段階における具体的な方策を示し、配慮を求めている。 「エリア別景観形成ガイドライン」 ※各エリアでは、方針や考え方、具体的な方策内で公共空間に関する記載内容を検討する。（人の活動に伴う「生活景」について強調する等） ※現在、市街地再開発事業が行われている西新宿地区「3丁目西地区（10-6：甲州街道沿道エリア）、5丁目北地区・中央南地区（10-7：淀橋・十二社エリア）」では、記載を検討する。 「要素別景観形成ガイドライン」 「（新規）公共空間の景観形成ガイドライン」 ■景観形成の方針 1.居心地のよい公共空間をつくる □景観形成の考え方 （1）周辺景観との調和に配慮した意匠・デザインとする ○具体的な方策 ・シンプルで質の高いデザインとする ・多色使いやイラストの過剰表示、周囲から浮き立つデザインを避ける （2）連続性のある公共空間を形成する（道路・河川空間等） ○具体的な方策 ・周辺の建築物等と形態意匠、色彩、高さ等を揃える ・舗装や照明等の統一を図る （3）一体的な公共空間を形成する（公共用地・民地） ○具体的な方策 ・民地内に公共空間と一体的なオープンスペースを設ける ・透過性の高い外観デザインと一体でテラス席を設置するなど、民間事業者による日常的な公共空間の活用を推進する ・<u>エリアマネジメント広告など、地域特性にあった屋外広告物の掲出を推進する</u> （4）環境に配慮した公共空間を形成する ○具体的な方策 ・美観の形成や周辺との調和に配慮した緑化を図る ・公共空間と建築物が一体となって潤いを感じられる、みどりを創出する ・街路樹などまちの骨格になり、次世代に繋げる緑を創出する ・生物多様性に配慮した連続した緑地環境の整備を推進する （5）快適な歩行空間を形成する ○具体的な方策 ・歩行者滞在空間（ベンチ等の休憩施設等）を設ける ・歩きながら目に見える緑を増やす ・<u>透過性の高い外観デザインとし、通りから賑わいを感じられる空間とする</u>	・公共空間については、現地調査・WG フィールドワークにより現状を把握し、課題を抽出する。 ・区内の優良事例、全国の先進事例について調査し、景観や活用に関する取組を把握する。
			※エリアマネジメント広告等との連携に関する内容を追記しました。 ※緑・環境に関する項目を新たに設け、具体的な方策を整理・追記しました。	

			(6) 持続可能な公共空間を形成する ○具体的な方策 ・交換等のメンテナンス性に優れた部材を選定する ・修繕やリノベーションを想定した意匠・デザインとする ■景観形成の方針 2.誰もが使いやすい公共空間をつくる □景観形成の考え方 (1) ユニバーサルデザインに配慮する ○具体的な方策 ・沿道の建築物との連携により、ゆとりある歩行者空間を確保する ・滞留スペースと移動経路を分離し、快適な公共空間とする ・サインは、誰にでも判読しやすい視距離に応じた文字サイズとする ・複数の言語を併記する場合は、和文高さに対して50%を原則とする ・サインの色彩は、高齢者や色覚多様性等に配慮し、適度な明度差をつけた判読しやすい配色、形の違いによる情報を組み合わせるなど、カラーユニバーサルデザインに配慮する  出典：千代田区公共サインデザインマニュアル・千代田区サインガイドライン □景観形成の考え方 (2) 市民・民間・行政の連携による公共空間づくり ○具体的な方策 ・住民参加の機会を創出する（住民による植栽管理・植樹活動等） ・ワークショップによるプレイスメイキングを実施する ・エリアマネジメントなど地域にかかわる多様な主体による公共空間の維持管理・活用を推進する。 ※社会実験やイベントなど、公共空間の利用が一時的な場合でも、景観への影響が懸念されるため、上記の内容について配慮してください。 参考：豊島区景観形成ガイドライン：公共空間編（R1.9 改定） 荒川区景観形成ガイドライン：公共空間編（H24.3） 川崎市公共空間景観形成ガイドライン（H26.4） 横浜市公共空間活用の手引き（R2.1） まちなかウォークアブル推進プログラム（国土交通省）（R1.12） 新宿グランドターミナル・デザインポリシー2019 ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン（新宿区）（H23.3） 新宿区屋外広告物に関する景観形成ガイドライン（H27.3） 千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン（R3.3） 千代田区公共サインデザインマニュアル 千代田区サインガイドライン	※公共空間や空地のマネジメント手法（エリマネ）に関する内容を追記しました。 ※社会実験やイベントなど一時的な公共空間の利用時にも、留意を求める旨を追記しました。
--	--	--	---	--